

# 農地法第4・5条転用許可申請書類

## 【提出書類及び部数】

	書類名	部数	適用
1	許可申請書	2部	宮崎県1部(原本)、市農業委員会1部(原本)
2	図面書類等	3部	宮崎県1部(原本)、市農業委員会1部(コピー)、調査農業委員用1部(コピー)
	① 位置図(1/50,000)	◎	[共通事項] 位置図、見取り図は、 <u>方位・縮尺</u> を記入する。又、申請地を○で囲い、 <u>矢印</u> 等で「 <u>申請地</u> 」と分かりやすく表示する。尚、使用する図面においては、 <u>ネット</u> 等で取り込んだ編集可能なものは不可。
	② 見取り図(ゼンリン等)	◎	
	③ 地図または地図に準ずる図面(法務局で取得)	◎	・地図(不動産登記法第14条第1項に規定される図面) ・地図に準ずる図面(不動産登記法第14条第4項に規定される図面) [地図または地図に準ずる図面記載事項] 隣接地の現況地目、所有者名を記入。
	④ 平面図	○	建物面積・間取り図を表示。
	⑤ 建物等配置図	○	申請地内における建物等の <u>位置配分</u> 、 <u>進入口</u> 、 <u>排水関係</u> を表示。農地の一部分を転用申請する場合は、 <u>測量図</u> または <u>求積図</u> が必要。
	⑥ 造林計画書	○	事業目的が植林・山林の場合に必要。
3	その他の添付書類	2部	宮崎県1部(原本)、市農業委員会1部(コピー)
	① 土地登記簿謄本(法務局で取得)	◎	全部事項証明書
	② 関係課事前確認書	◎	関連する担当課へ確認。立会い・協議等が必要な場合有。
	③ 受人住民票コピー	○	<u>5条申請に必要</u> 。(4条必要なし)但し、登記簿謄本に記載がある所有者の住所と現住所が異なる場合は、 <u>戸籍の附票が必要</u> 。
	④ 資金証明	○	土地代や建設費用が発生する場合は、 <u>通帳の残高証明</u> 若しくは <u>金融機関等からの借入証明</u> が必要。(平成24年4月より必須)
	⑤ 農地貸借契約書	○	貸借権の設定の場合は、 <u>契約書を添付</u> 。
4	法人申請の添付書類	2部	宮崎県1部(原本)、市農業委員会1部(コピー)
	① 法人の登記簿(法務局で取得)	◎	現在事項全部証明書
	② 定款	◎	最新版の定款コピー
5	その他(追認申請)	2部	宮崎県1部(原本)、市農業委員会1部(コピー)
	① 始末書	○	いつ、誰が、どのような状況(周辺環境等を含む)において、転用したのかを詳細に記載。この状況をどの様に理解し、今後のどのような対応を検討しているのか、併せて記載。
	② 現況写真	○	申請地全体と転用物がわかるように2枚以上撮影。現像した写真には、申請地区画がわかるように赤ペンで境界を記入。

## 【留意事項】

### ※ 他法令による制限がある場合は、その関係する書類や状況確認

- ・土地改良、水利組合、建築基準、自然公園、公害、各種許可及び届出に向けた進捗状況等  
例)土地改良区内の農地であれば所管する改良区の同意書。
- ・太陽光システムの申請の場合は別途添付書類が必要。(太陽光発電システム設置に伴う添付書類)
- ・過去に転用許可を受けている場合は、工事完了報告または進捗状況報告の提出が必要。

### ※ 申請できるもの

本人(申請の当事者)若しくは、行政書士に限ります。